

# 鹿屋体育大学スポーツイノベーション推進機構長等選考規則

〔 令和 4 年 1 0 月 2 8 日 〕  
規 則 第 5 6 号

## （趣旨）

第 1 条 この規則は、鹿屋体育大学スポーツイノベーション推進機構規則第 3 条第 4 項及び第 5 条第 5 項に基づき、鹿屋体育大学スポーツイノベーション推進機構長（以下「機構長」という。）及び部門長の選考及び任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （選考機関）

第 2 条 機構長の選考は、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が行う。

2 部門長の選考は、機構長及び教育研究評議会の意見を聴いて、学長が行う。

## （選考の時期）

第 3 条 機構長及び部門長（以下「機構長等」という。）の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。

- (1) 機構長等の任期が満了するとき。
- (2) 機構長等が辞任を申出たとき。
- (3) 機構長等が欠員となったとき。

2 機構長等の選考は、前項第 1 号に該当するときは、任期満了の 1 月以前に、同項第 2 号又は第 3 号に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じたとき速やかに行うものとする。

## （機構長等の資格）

第 4 条 機構長は、本学の副学長又は教授とする。

2 部門長は、本学の教授又は准教授とする。

## （任期）

第 5 条 機構長等の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 機構長等が任期満了前に辞任し、又は欠員となったときの後任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

## （細則）

第 6 条 この規則の実施に必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命された機構長等の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず令和6年3月31日までとする。